



我が国経済の脆弱性の一つとして企業が乱立し且つ、その資本構成が不健全であり、その結果単位企業の経済力が国際的視野において、相対的に弱くことは周知の通りであります。そのために企業の整理統合による合理的な再建、証券消化の促進による資本の蓄積が強く要望されているのであります。この点につきましましては、昭和二十四年の本法の改正により、若干の解決をみたのであります。なお現行法の株式保有、役員兼任等について、厳格に過ぎ若しくは不当に画一的な制限があることが認められますので、これを是正し、一定の取引分野における競争を實質的に制限することとなるか、又は公正な取引方法を用いる場合のほか原則的に自由に株式を保有し、役員を兼任し得ることとするのが当を得たものと考えた次第であります。

次に本改正案の主な第三点は、現行法の不正な競争方法を公正な取引方法と改めまして、その内容を整備いたしましたことであり、本来公正且つ自由な競争は、価格、品質及びサービスの三面を中心といたしまして、事業者の創意と計算によつて行われるべきものと思ふのであります。競争が激甚になると共に、例えば、特定の事業者を市場から排除するための不当な取引拒絶、ダンピングと称せられる不当な廉売による競争者の駆逐、或いは他の事業者に対する不当な差別取扱、競争者の取引相手の強制取引、取引上の優越した地位を濫用する一方的な取引条件の強制又は不当な手段による競争会社の乗取りのような不正且つ不健全な取引方法が現れて、これが公正な競争秩序を侵害すること

なることは、戦前の日本経済の実情に照しても言ひ得ることであり、従つて、これら不当な競争手段を抑制する必要があるものでありまして、現行法におきましても不正競争方法として所定の規定が設けられておりましたが、最近における競争の激化に伴ひまして、この種の規定のより一層の整備が強く要望されておりますので、この際現行規定を整備することとしたのであります。

次に本改正案の主な第四点といたしましては、現行事業者団体法を廃止し、その必要な規定は、これを本法中に収容したことであり、

我が国の事業者団体法は、独占若しくは不当な取引制限がしばしば事業者団体を中心として行われるという過去の事例に徴して、個々の事業者の行為を規制する独占禁止法に対して事業者団体の行為を規制するために生れた補充法規であり、併し、昨年八月の改正によりまして、この事業者団体法の法益は、独占禁止法の法益とは同一となつておりこれを単行法として存置せしめる積極的な理由は存しなくなり、また、この際事業者団体法の規定で必要なのは、独占禁止法中に収容し、団体法はこれを廃止することにした次第であります。

又第五点といたしましては、従来、不当廉売、おとり販売等の不当な競争が主として小売面で行われており、これがため小売商の利益を侵害し、延いては一般消費者にも悪い影響を及ぼしている実情に鑑み、一定の日用商品、書籍等に限って、再販売価格維持契約、いわゆる定価制度を強制的に適用し、これを廃止したのであります。

以上申述べましたことは、今次改正法律案の主な点であります。このほか私的統制団体の禁止に関する規定、事業能力の較差に関する規定を削ることとしたしましたが、これはその他の規定によつて取締の実を挙げることができると認めためたのであります。その他以上の改正点に伴ひまして手続規定、罰則規定に所要の改正を加へると共に、附則として、独禁法の改正又は事業者団体法の廃止に伴う経過措置、適用除外規定の整理をいたした次第であります。

以上が本改正法律案の理由及び要旨であります。改正法案の詳細につきましましては、逐条的にこの際御説明申上げたいと思ひます。

それではお手許に差上げてあると存じますが、私的独占禁止法改正要綱及び解説資料というこの薄つぺらな印刷物がありますので、これの要綱について御説明を申上げ、それに関連する条文については、国会に提出されておりますこの条文を見て頂くということに御説明申上げたいと思ひます。

先ずこの要綱の第一でございますが、この新旧対照表の厚いのを御覧願ひたいと思ひます。その上の欄が現行法でありまして、下の欄が改正案ということになつております。この要綱の第一に書いてありますことは、この現行法の第四条を見て頂きたいのであります。現行法の第四条におきましては、事業者は共同して、例えば価格決定、或いは生産数量、販売数量、或いは技術、製品、或いは販路の協定というような協定行為、或いは共同行為をいたしました場合に、それが一定の取引分野におきまする競争が、ほんの輕

微な影響しか与えないという場合は、これは画一的にそういう共同行為をいたしてはならないという規定になつておるのであります。この点は、これを現行法の第三条を見て頂きますと「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。その不当な取引制限とは、私的独占又は不当な取引制限として定義を、更に第二條におきまして定義をしてあるのであります。この厚い参考資料の五頁の所にあります。その頁の上の欄が現行法であつて、下の欄が今度の改正案であります。そうして下の欄の傍線を引つ張つておる点が改正になつておるわけであり、この意味は、現行法の第四條であればそういう共同行為はそれ自体で違法とするということを改めまして、この第三条の取引制限に至るような場合でなければやつて差支えないということにいたしましたわけであり、

そうしてこの第三条の取引制限の例示行為として、第四條に書いてありますような主な方法をこの中に織込みまして、そうして改正をいたしましたのであります。結局単なる協定自体では違法にはならない。その結果一定の取引分野の競争を自主的に制限することとなる場合に初めて違法にするということにいたしましたのであります。この点相當緩和いたしております。

それから要綱の第二、これは「現行法の私的統制団体の禁止に関する規定を削ること」、これは現行法の第五條に私的統制団体の禁止の規定があり、これは実は占領下期間の解体等統制団体の禁止といういわゆる占領政策の一環として、そういう私的統制団体を禁止するといふ政策の下に設けられた規定でありまして、いわば経過的の

規定でありまして、殊に最近のように殆んど統制立法というものがなくなつております今日におきましては、たとへこの団体ができてもその行為が法律的效果をもたらすためには統制法規が必要であります。併しその統制法規がなくてもそういう効果を及ぼすといひますれば、これは同時に或いは独占、或いは先ほど申しました取引制限、不当な取引制限ということになりまして、現行法の他の規定で十分に取締ることができます関係上、この規定はこれは削除いたしましたわけであり

ます。それから要綱の第三ですが、現行法の国際的協定又は貿易協定の禁止に関する規定を、国内の事業者が国際カルテルへの参加を禁止するのみの規定に改めること。これは現行法の第六條を見て頂きたいと思ひます。現行法の第六條は外国の事業者と国際協定、或いは国際契約を結ぶ場合の禁止と、そうして更にその次に、その後段に国内の事業者が貿易につきましていろいろの協定をしてはならない、こういう意味の規定があるのであります。今回の改正におきましてはこの対外的協定若しくは国際契約、而もそれが不当な取引制限或いは不正な取引方法に該当するような内容を持つておきまする国際的契約に日本の事業者が参加することを禁止いたしておりますのであります。そのみに限つて、そうして国内の事業者が貿易等について協定をしてはいけないという規定はこの際これは削除してあります。それは恐らくこの委員会にも付議されることと思ひますが、現行輸出取引法の改正をいたしまして、それを輸出取引法というふう

に改めまして、その点におきまして貿易上必要な協定は或る一定の要件の下にこれを認めるということにいたしましたのでありまして、実はそれらのほうにこれを移した形になつておるわけであり

者団体の禁止行為はこれを整理縮小して本法中に収容すること。これは実は事業者団体法というのの印刷の中にはないと思ひますが、これを現行法の第八条の中に事業者団体法に對する禁止行為を並べてあるものでありまして、これは現行事業者団体法で禁止行為としております事項のうち、これを相当縮小整理いたしまして、これを禁止行為を掲げた次第でございます。それからこの際申上げておきたいのは、この現行事業者団体法の規定のうちで必要なものをこの法律の中に加えまして関係上、それに伴いますいろいろな手続規定或いは罰則等の必要なものの中に入れておるのでありまして、その関係の条文はほうほうに現われて参ります。これは単に手続的な改正であります。

争を實質的に制限することとなる場合及び不正な競争方法による場合に限ること。これは現行法第十条であります。現行法第十条におきましてはその第一項に、会社が株式を持つことによつてその相手会社との間の競争を減殺し、或いは制限するやうな場合には株式は持つてはけない。これと同一つは、その第二項には、競争会社間の株式は、これはたとえ一株といえども持つてはけないという規定が第二項。

十二頁にあります。金融業を営む会社は同じ事業を営んで競争関係にある金融会社の株式は、これは前の事業会社と同じように一株といえども持つてはけないというところ、それからもう一つは、金融業を営む会社につきましては競争関係でない会社の株式であつてもその会社の発行株式の五%を超えて持つてはけないという規定になつておつたのであります。それを今回の改正におきましては、前の事業会社と同じように、競争会社である場合でもやはり一定の取引分野の競争を實質的に制限しない場合はこれはいたしてよろしいということ、そして他の事業会社の株式を持つた場合は、今までの制限が五%であつたのを一〇%まではよろしい、それから一〇%を超えてなお持つ必要がある場合は、公正取引委員会の認可を受けて持ち得るということにいたしましたのであります。尤もその場合には、公正取引委員会は大臣と協議をしてその認可をするということにいたしておるのであります。

定が設けられております。それからいま一つはただ競争会社の役員を兼ねる場合は、場合によつては弊害等も考えられ得るのでありまして、そういう場合に備へまして、改正法の第三項におきまして、そのいづれかの会社の総資産が一億円を超えるやうな場合には届出をするというところは、兼任をせられるかたは、これは一定の取引分野の競争を實質的に制限しないと思つて役員を兼任されるかも知れませんが、これは相当大きい会社同士の役員兼任であります。場合によつては一定の取引分野の競争を實質的に制限するに至る虞れが考えられますので、一応届出して頂いて、そして場合によつてはその後の情勢によつて或いは御注意を申上げるなり、競争を制限しているというふうな認めれば、兼任をやめて頂くというやうなことになるかと思ひますが、一応これは兼任はよろしい、そしてそういう弊害があつた場合は兼任を禁止するやうな考へ方になつております。

次に第四、現行法の不当な事業能力の較差に関する規定を削ること。これは現行法の第八条を見て頂きたいと思ひます。現行法の第八条におきましては非常に大きな事業主体ができた場合に、これは得てして独占或いは不当な取引制限をもたらす弊害が考えられますので、そういうふうな非常に力の強い大きな事業者につきましては、いろいろな要件の下に場合によつてはこれを分割するなり或いは解散せしむるというやうな規定があるのであります。これはもうすでに集中排除法というやうな法律によりまして占領當時の不当な事業能力を持つております事業者等はなくなつたと、まあ解釈しておられますし、そして独占禁止法は将来そういう独占事業体になるやうな場合をいろいろ制限しておきますので、こういう規定は現在としては必ずしも必要でないのではないかと。又同時にこういう規定は従来に事業者の企業意欲を阻害するやうな非難等もありましたので、これを削除いたしましたのであります。尤も不当な大きな事業能力を持ちましてそれが或いは独占になり或いは不当な取引制限をするやうな場合にはいよいよ前に申しました第三条等の規定で十分取締ることができるといふ考へ方の下にこの規定はこの際これを削除いたしましたのであります。

それから要綱の第六、これは「持株会社の禁止」については、これを本来の意味の持株会社に関する規制に限ること。これは現行法の第九条に持株会社の禁止に関する規定があるのであります。この現行法におきましては、いよいよこの意味の持株会社と、本来持株会社でないいわゆる保全会社であるが、それが同時に株を持つことによつて持たれた会社の事業活動に重大な影響を及ぼすやうな場合は、これを持株会社とみなして禁止するやうな規定になつておるのであります。が、今回の改正におきましては、これは本来の意味の持株会社だけにとどめて、いよいよそのみなす規定を削除いたしましたのであります。

それから第七は「事業会社の競争会社株式の保有を絶対的に禁止する規定を緩和し、一定の取引分野における競争を實質的に制限することとなる場合及び不正な競争方法による場合に限ること。これは現行法第十条であります。現行法第十条におきましてはその第一項に、会社が株式を持つことによつてその相手会社との間の競争を減殺し、或いは制限するやうな場合には株式は持つてはけない。これと同一つは、その第二項には、競争会社間の株式は、これはたとえ一株といえども持つてはけないという規定が第二項。

それから第九、これは競争会社間の役員兼任を今まで絶対的に禁止しておつたのを、一定の取引分野における競争を實質的に制限することとなる場合及び不正な競争方法による場合に限つたのであります。これは現行法の第十三条、二十四頁であります。これは今申しました通り、競争関係にある会社の役員を兼ねることは絶対的に禁止しておつたのであります。これを一定の取引分野の競争を實質的に制限することとなる場合に限つて禁止して

それから第十の「不正な競争方法」については、現行規定の内容を整備すること。これは現行法の第十九条、三十四頁であります。事業者は、不正な競争方法を用いてはならない。という規定がありまして、そしてその不正な競争方法の定義は、第二條の第六項、これは七頁にあります。その不正な競争方法というものの定義をこの第六項の第一号から六号まで掲げているのであります。そしてその七号に「前各号に掲げるものの外、公共の利益に反する競争手段であつて、第七十一条及び第七十二条に規定する手続に従ひ公正取引委員会の指定するも

に改めまして、その点におきまして貿易上必要な協定は或る一定の要件の下にこれを認めるということにいたしましたのでありまして、実はそれらのほうにこれを移した形になつておるわけであり

者団体の禁止行為はこれを整理縮小して本法中に収容すること。これは実は事業者団体法というのの印刷の中にはないと思ひますが、これを現行法の第八条の中に事業者団体法に對する禁止行為を並べてあるものでありまして、これは現行事業者団体法で禁止行為としております事項のうち、これを相当縮小整理いたしまして、これを禁止行為を掲げた次第でございます。それからこの際申上げておきたいのは、この現行事業者団体法の規定のうちで必要なものをこの法律の中に加えまして関係上、それに伴いますいろいろな手続規定或いは罰則等の必要なものの中に入れておるのでありまして、その関係の条文はほうほうに現われて参ります。これは単に手続的な改正であります。

争を實質的に制限することとなる場合及び不正な競争方法による場合に限ること。これは現行法第十条であります。現行法第十条におきましてはその第一項に、会社が株式を持つことによつてその相手会社との間の競争を減殺し、或いは制限するやうな場合には株式は持つてはけない。これと同一つは、その第二項には、競争会社間の株式は、これはたとえ一株といえども持つてはけないという規定が第二項。

十二頁にあります。金融業を営む会社は同じ事業を営んで競争関係にある金融会社の株式は、これは前の事業会社と同じように一株といえども持つてはけないというところ、それからもう一つは、金融業を営む会社につきましては競争関係でない会社の株式であつてもその会社の発行株式の五%を超えて持つてはけないという規定になつておつたのであります。それを今回の改正におきましては、前の事業会社と同じように、競争会社である場合でもやはり一定の取引分野の競争を實質的に制限しない場合はこれはいたしてよろしいということ、そして他の事業会社の株式を持つた場合は、今までの制限が五%であつたのを一〇%まではよろしい、それから一〇%を超えてなお持つ必要がある場合は、公正取引委員会の認可を受けて持ち得るということにいたしましたのであります。尤もその場合には、公正取引委員会は大臣と協議をしてその認可をするということにいたしておるのであります。

定が設けられております。それからいま一つはただ競争会社の役員を兼ねる場合は、場合によつては弊害等も考えられ得るのでありまして、そういう場合に備へまして、改正法の第三項におきまして、そのいづれかの会社の総資産が一億円を超えるやうな場合には届出をするというところは、兼任をせられるかたは、これは一定の取引分野の競争を實質的に制限しないと思つて役員を兼任されるかも知れませんが、これは相当大きい会社同士の役員兼任であります。場合によつては一定の取引分野の競争を實質的に制限するに至る虞れが考えられますので、一応届出して頂いて、そして場合によつてはその後の情勢によつて或いは御注意を申上げるなり、競争を制限しているというふうな認めれば、兼任をやめて頂くというやうなことになるかと思ひますが、一応これは兼任はよろしい、そしてそういう弊害があつた場合は兼任を禁止するやうな考へ方になつております。

の「このようにふりになつておりまして、一応不公正な競争方法の手段を一号から六号まで列挙してありまして、第七号にそのほか公正取引委員会が更に指定するといふ制度が現行法であります。言ひ換へますれば、そこに一種の委任立法と申しますか、そういう立法の権限を与へられておつたのであります。これが、これは余り適當でないといふ考への下に、今回の改正におきましては、一号から六号まで並べまして、これは多少抽象的な文句が載つておりますが、一つの枠をきめて、そして、その中からその枠をはみ出ない限度において公正取引委員会が指定をするといふ立て方に變えたのであります。

それから第十一のこれは新たに再販売価格維持契約を認めたのであります。これは全然新しい規定であります。すので、この規定そのものについて御説明を申し上げたいと思ひます。これは改正法の二十四条の二を御覧下さいと思ひます。これはここに書いてあります通り、その商品の品質が一樣であつて容易に識別できるものを生産するメーカー、若しくはそれを販売する事業者が、その商品の卸値、小売値を維持せしめる契約をメーカーと卸売業者、或いはメーカーと小売業者、或いは卸売業者と小売業者、この間において、いわば縦の關係において定価を維持するといふ契約を結ぶことができることにいたしましたのであります。ただその商品はこの第二項の一号二号に書いてありますように、これは一般消費者に日常使用せられるもの、例えば歯磨とか或いはその他の化粧品或いは医薬品とか或いは電球とか或いは食料品詰詰

とかいふふうなものであつて、而もその商品について自由な競争が行われてゐる。言ひ換へればこの品物が価格が維持されて安くならない。そうすればはかに安い品が、それに代り得る代替的な商品が同時にあるといふようなものについての認めよう。こういう趣旨であります。言ひ換へればその商品が値段について気にくわないといふ場合には他の別の商品が買えるといふような意味の商品について再販売価格維持契約を認めようといふのであります。これはそのほかにいま一つは第四項に著作物云々とありますが、これは書籍或いはレコードといふようなものを考へておるわけでありまして、この再販売価格維持契約といふのはなぜかといふ規定を置いたかと申しますと、若しこの規定がなければメーカーがその売先きの値段を指定して、そうしてその契約に従つてその値段を守らなかつた場合に、お前のところには今後商品が渡さない、或いは罰金をかけるといふような拘束的な契約を結びますと、現行法では不公正な取引方法として違反の対象になるわけでありまして、それでこのいふような商品であつて、公正取引委員会が指定した商品についてのみそのいふ場合にはこの独占禁止法の適用を除外する、言ひ換へれば違反にしないぞといふ意味の規定であります。この再販売価格につきましてはアメリカ等におきましてはアメリカの法律上この維持価格を強制せしむる規定になつておるのであります。我が國におきましてはそこまで行くのは少

し行き過ぎであるといふ考へで、契約を結んだ人に対してその拘束力があり得るといふことにいたしましたのであります。それからこの点はこの前の第十三国会に提案いたしましたのと少し違つておるのであります。この第五項といふのがそれでありまして、言ひますのは、これは先般の国会で主に衆議院においてあります。この法案の審議の際に、この再販売価格を維持することを強制することは、例えば消費組合だとか或いは生活協同組合等でメーカー或いは卸売から品物を受けて組合員のために安く販売しておるといふ場合にこの維持契約が履行いたされずと値段を高く売らざるを得ない。それが組合員の厚生施設等に非常につらなといふような意見等もありましたので、ここに列挙いたしました。法律の規定に基きましてできまして団体であつて、而もその組合員の厚生施設等に用いられるものであつて而も員外利用を本質的に制限してあります。この再販売価格維持契約を強制することはできないといふことにいたしましたのであります。尤もこの再販売価格維持契約を認めた趣旨は、先ず第一に小売業者に対して適正な利潤を確保せしめる、このいふような日用品であつて、而も自由な競争が行われておる商品といふものは、相当大勢の小売業者によつて取扱はれておるもので、その間にいふるような競争があり、又これはおとり販売等に使われておる關係がありまして、それが同時に消費者にも迷惑をかけるという形になると思ひます。言ひ換へますれば、例えば或る有名な銘柄の例えば化粧品があつてそうしてその

容器等に定価がついておる。そしてそれが仮に或る店で五十円のものを買つてそれを他の店で四十四円のものを買つておる。そうするとそのほかの店で売つておるものは特別に安くしてないのかおそれ、どこで買つても五十円するものをその店で四十四円といふことにすればほかの商品もそういふふうに安いのではないかと。言ひ換へますれば、この点におきまして消費者等に迷惑をかけるといふような關係もありまして、そして又そのいふ有名品等でありまして、ば、或る程度利潤といふものが、大きくありません、むしろ無銘柄品に比べては相当利潤の鞘等がありまして、その有名品をおとりに使つて他の無銘柄品等について相当利益を得ようといふような弊害等もありまして、この規定を認めることにいたしましたのであります。又同時にメーカーの側にとつても自分が創意工夫を凝らして良質廉価の品物を一定の値段で販売するやうにいたしましたにからずその出先で安売りをされてその名声を落とすといふやうな場合等も考えられますので、この規定を適用除外として認めることにいたしましたのであります。

それから要綱の第十二、これは不況カルテルと合理化カルテルの場合であります。これについて御説明申し上げます。これはこの資料の四十二頁であります。この二十四条の三といふのはいわゆる不況カルテルの場合であります。この規定を御説明申し上げます。これは特定の商品の需給が著しく均衡を失したため次のような事態が生じた場合にその商品を生産する事業者、言ひ換へればこれは販売業者を含んでおらないで、生産業者又はその団体について一定のカルテル行為を認めようといふのであります。そうしてそのカルテル行為につきましては当該産業の主務大臣の認可を受けて、これを認める、そしてその主務大臣が認可する場合に公正取引委員会の一一定の条件に当てはまつておるかどうかといふことの認定を受けて認可をする。どういふ事態の場合かと申しますと、その第一項の一号二号にその事態の場合を書いておるのであります。即ち「当該商品の価格がその平均生産費を下り、且つ、当該事業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあること。」「この二つの要件と、それから第二号に「企業の合理化によつては、前号に掲げる事態を克服することが困難であること。」「このいふ事態があつた場合にその共同行為をしよる、カルテルを結ぼうといふ事業者が主務大臣の認可を受けてこの第二項に掲げる共同行為ができることとしたのであります。

（委員長退席、經濟安定委員會理事 事八木幸吉君着席）

その二項には、前項に規定する事態を克服するため生産数量、販売数量又は設備の制限についてのカルテルを認めることといふこととしたのであります。更に第三項にこの二項のいふ共同行為のみでうまく行かない場合、言ひ換へれば技術的な理由において商品の生産を制限することが非常に困難である場合、或いはその生産数量の制限とか販売数量の制限等が、やつてみたがどうしても不況の事態を克服することができんといふやうな場合には価格協定までできる。このことをこの第

三項に書いてあるわけでありませう。それから第四項は、主務大臣は、前二項の認可をしようとするときは、その申請に係る共同行為が前二項に掲げる要件に適合し、且つ、その共同行為が左の各号に該当している旨の公正取引委員会の認定を受けなければならない。

それはこの事態を克服するため必要な程度を越えていない。それから一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害する虞がない。又そのカルテルに参加しているものの間に不当に差別的でないか、それからその共同行為に参加し、或いは共同行為から脱退すること、を不当に制限しない。こういうような要件を備えておるといふことを公正取引委員会が認定をいたしまして、そうしてそれに基づき主務大臣が共同行為申請にかかる共同行為に對して認可をするといふことになるのであります。

それから第五項は、主務大臣の前記認可をした場合の変更に關しては認可の取消の場合を規定しておるのであります。第六項は、公正取引委員会が主務大臣の認可したものを變更し或いは取消する必要があると認めたら、主務大臣はそれをしなかつた場合に公正取引委員会は主務大臣にそれを請求することができ、そうしてその請求については、これは官報に請求した場合に公示をする。そうして公示があつた後一カ月を経た場合にその共同行為に對する独占禁止法の適用除外を取消す。取消すと言いますか適用除外にしないで適用することにしようといふこと、その点はこの第一項の終りのほうに、第一項の後段に、又は第七項の規定による公示があつた後一カ月を経過したときはこの限りでないといふ規定

があります。それから第八項、第九項は、これはいろいろの手續の關係を規定したのであります。それから第十項は、このカルテルの認可について不服がある利害關係人はその不服を申立てることができるといふことを規定したものであります。

それから前段に提案いたしました点と變つております点を御説明申し上げますと、この第三項以下のカルテルによつて価格協定ができる場合、第三項の後段の「前項の認可を受けて共同行為をした後において、同項に規定する共同行為のみをもつてして第一項に規定する事態を克服することが著しく困難である場合においては、前項に規定する共同行為と共に對価の決定にかゝる共同行為といふことで對価の決定の共同行為をできる場合を追加したものであります。

それからいまい一つは、二十四条の三の一番最後の十三項となつたと思ひますが、この主務大臣の認可に伴ひまして、主務大臣が關係業者から報告を求め、或いは報告を求める権能を与えたことがこの前に提案したものとは異なつておる点であります。これを追加したのであります。

それから第二十四条の四、これはいわゆる合理化カルテルの場合であります。これも大体前段に提案したのと同じことではあります。ただ違つてゐる点は、これは第二項に「生産業者等は、前項に規定する場合において、技術若しくは生産品種の制限、この「生産品種の制限」といふことが新しく加わつておる点であります。前に生産品質の改善とか、制限とかなつておりましたのを、これを品種といふ

ことにいたしましたのであります。これは単に品質のみならず、生産物の種類の制限、言い換へれば、例えば鉄鋼等で申しますと、或る薄板、何ミリの薄板と、例えばいろいろな規格の製品がたゞさんあつた場合に、その各業者がおの／＼その種類の規格の製品を作つていふといふ場合に、これを、その種類をおの／＼の最も得意とする、生産業者が、得意とするものを作る。そういうふうな品種の配分をする。言い換へれば生産分野の協定とも申します。か、そういうことができるといふことに拡張したものであります。ただ生産品種の制限をする場合に、これはあらかじめ、或る特定のの人に最も有利な生産品種を片寄せするといふことは弊害も生じますので、これの、本条の一番終りのほうに共同行為に参加してゐる者相互間において生産品種の制限の内容が異なる場合においては、特定の品種の生産を不当に特定の業者に集中してはならないといふ意味のことを加えておるわけでございます。それから、一応特定の案件におきましてカルテルの認可の点について御説明を申し上げたのであります。この第十三、これは従来の経験及び前記改正に鑑み手續規定及び罰則等に必要の修正を施す。これは前段の提案にはなかつた点でありまして、これは主に改正法の四十六條以下にある点であります。これはいろいろ「手續關係或いは事業者団体法をこの法律の中に含めさせた關係上、従来事業者団体法の中にありましたが、従来事業者団体法の中にありましたが、御説明を申上げる点はないかと思ひます。ただここに一点申し上げてお

たはうがよいと思ひますのは、改正法のこの五十四條の終りのほうに「公正取引委員会は、審判手續を経た後、審判開始決定の時までに、前項に規定する行為がなかつたことを認める場合及び審判開始決定の時までに同項に規定する行為があり、且つ、既に当該行為がなくなつてゐると認める場合には、審判をもつて、その旨を明らかにしなけれ

ばならない。」これはどういふ意味かと申しますと、現行法の審判の規定の作り方が、大体審判をいたしますれば、大体黒になる場合のみを予想して法律の規定ができておつたのであります。審判してみた結果、違反がなかつた、これをどういふ審判をするかといふことは、単に審判を取消すといふ処置をするのははなかつたのであります。これが、これは明らかに白といふ審判ができるということ、いま一つは違反があつたが、審判をもうする時分には、その行為がもうすでになくなつておつて、特に排除措置を命ずる必要がないといふような場合には、一応違反なら違反といふ審判をするが、特別に排除措置はしない、こういう審判もできるということにいたしましたわけでありまして、これは何に關係があるかと申しますと、やはり違反があつた、ところが審判をする場合には、まあその行為がなくなつてゐるから特に排除措置はしない。そうしてそういう場合に違反なら違反といふ意味の審判がなければ、その違反によつて損害を受けた人が損害賠償の請求をいたします場合に、公正取引委員会の審判があつた後でなければ損害賠償の訴えが提起できない規定になつておりますので、違反があつたが、排除措置をしない場合で

も違反といふ審判はあるとか、これによつて損害を受けた人の損害賠償の請求権を不当に拘束する關係になりますので、そういう排除措置の伴わない審判もできるということをはつきりこの五十四條の改正によつて認めたいのであります。そのほかは特に申上げることはございせんが、ただ一点この附則の第三項、これはまあ當然のことを、この法律の施行前に生じた事項については、改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律及び旧事業団体法の規定を適用する。」といふのを受けて、第四項に「この法律の施行の際、公正取引委員会の審判が確定してゐない事項については、旧法の規定による不正競争方法であつて、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の規定による不正競争方法であるものに關する事項を除き、前項の規定にかかわらず、新法を適用する。但し、既に行つた手續の効力を妨げない。」これは新法ができるまでにすでにきまつておることは旧法による。それから審判が確定してゐないものについては、これは新法による。ただ不正競争方法が今度公正取引方法といふことに直りまして、幾らか今度の改正法のほうが幅が広いわけでありまして、公正取引方法に關する限りにおいては、新法を適用するといふこと、旧法から引續いて来た限りにおいては、新法を適用する、こ

ういふふうにしたわけ、その拡張した分については適用しない、こゝういふふうにしたわけでありませう。それからこの独占禁止法に直接關係

第三十部 經濟安定・通商産業連合委員會會議錄第一号 昭和二十八年七月九日【參議院】

はないのでありますが、第九項においてこれは蚕糸業法の改正の一項がこの法律の中に加わつておるのであります。これはどういふことかと申しますと、農業協同組合或いはその連合会が繭価協定をする場合の規定でありまして、これは協同組合のほうはお互いに団体的に値段の交渉ができるのであります。これは買取り製糸業者のほうはこれを団体的に交渉するといふことが、今の独占禁止法では許されてない関係上、繭価の決定につきましては、繭価の場合に買取り製糸業者のほうは共同して団体交渉ができると、それに対しては独占禁止法の適用を除外するといふ意味の規定を入れたわけでありまして、これは蚕糸業法全体を改訂するに暇もかかる関係上、この関係の規定のみがこの中に入つておるわけでありまして、これは少し異質的なものであります。

そのほかこの附則は大体従来事業者団体法、或いは独占禁止法の適用除外をいましておられます法律において、大抵事業者団体法がなくなりました関係上、その条文を整理いたしたいといふに過ぎないのであります。

以上甚だ説明はまずしてお聞き苦しかつたと存じますが、一応御説明をこれで終りたいと思ひます。

○委員長代理(八木幸吉君) 大体公正取引委員会の方の御説明は終つたようでありまして、今の法律案の逐条でも結構でありますし、又その他の一般的の問題でも結構でありますから、何か御質疑がございましたら……。

○松本昇君 今の独占禁止法の一部改正法案の中で再販売、これはまあ長年小売業者がいろいろ悩みの種でありまして、まあこの法律が効力を生ずるようになりまして、自然小売業者が非常に助かることだと思つて非常に結構なことだと思ひます。そこで今業者側の中で問題になつておるのは、八幡製鉄所あたりで購買組合がある、まあその購買組合が事業場内で事業場の従業員だけに特別に価格を安くすると、或いは特別な価格で提供される、これは小売業者としては問題ないと思ひます。関係はあるにいたしまして、非常に被害は少ない。ただ八幡製鉄所のごときは公然と外へ売場を作つて、そつと一般の市民に相対的な価格で売られることをあつた小売業者が非常に前から問題にしておるので、今度はこの法律がそれに対しては適用されることになるのでしようか、その点どうなんですか。

○政府委員(湯地謙郎君) その点につきましては実はさういふ会社の購買会等についても、普通の消費組合のような場合と同じように、この再販売契約の強制を免れたいといふ要望もあつたのであります。この法律といたしましてはここに列挙しておりました、言い換えれば法律によつてできた団体であつて而もその構成員の厚生施設に使われるものであつて而も員外利用について相当法律的に制限のある団体だけに限つたのであります。従つて今八幡製鉄の購買会のごときについては、この適用を受けるということになるわけでありまして。

○委員長代理(八木幸吉君) ほかにどなたかございせんか。

○中川以夏君 資料を頂きたいのでありますが、今ここに現行法と改正法の対照一覧表を頂いておりますが、それに関連をいたしまして米國と英國と西獨の狀態はどうなつておるかといふのを、この資料に基いて一つ比較表を出して頂きたい。できますか。

○政府委員(湯地謙郎君) 実はこの主な事項につきましてはイギリスや日本の現行法及び改正法それからアメリカ、それから西獨の場合、この三つにつきまして主な事項についての比較表はすでにできておるのであります。ただイギリスの分につきましては事項ごとにちよつと比較が困難なような法制でありますので、イギリス及びカナダの分については大体その法律の概要を附記した表が、実は衆議院のほうで要求がありまして、印刷したのであります。それで、それで一つ見て頂きたいと思ひます。それを提出いたしますから……。

○松本昇君 もう一度ちよつと確めておきたいのですが、先ほどの八幡製鉄所のような場合には、一般に売つておられますが、若し仮に、急に会社側のほうで改めない場合にはどういふことになるのですか。それは法律がこう改めれば、当然に会社として改めねばならぬと思ふのですが、改めなかつた場合には……。

○政府委員(湯地謙郎君) 実は例へば化粧品なら化粧品について公正取引委員会での品物を指定する、さうした場合には、そのメーカーなり卸売業者がその八幡の購買会と再販維持契約を締結するわけなんです。これが若し購買会がその契約の締結を拒否した場合、締結をしないという場合には、これは強制力はないわけでありまして、併しその場合に八幡の購買会に

対してその品物はまあ送らないといふことが言えると思ひますが、渡さないといふことは言えると思ひます。若し今度は再販維持契約がお互いにできたという場合に、その契約ができたにかかわらず、その購買会がその定価で売らない、売らなかつた場合に、違約金を取るなり、或いは取引を停止するなりすることは、この法律上違反にならないといふことになります。

○海野三郎君 関連質問…… 只今八幡製鉄の購買会について、その法律の適用を受けるというお話でありました。現在の購買会の状況は、適用を受けるということはどういふことになり思ひますか。

○政府委員(湯地謙郎君) これはさういふ書き方をいたしておるのであります。再販売価格維持契約が締結された場合に、その契約に基いて行つた行為、而もそれは正当な行為といふことになつておりますが、その行為については独占禁止法の適用を除外するといふ言い換えれば、さういふことだとお考え願つたらいいと思ひます。さういふ契約をして定価を強制するわけなんです。ところが定価をしないかつた場合、違約金をとるなり、今後そこへ品物を供給しないといふことができます。若しこれは適用を除外しなければ、不正な取引方法として取締の対象になるわけでありまして。ところが適用を除外するといふことにはいたしました関係上、独占禁止法の適用を受けない、従つてさういふことはやつても違反にならない、さういふことです。ところがここに並べてございます生活協同組合だとか各種の団体、この団体について

は、その強制と申しますか、強制は、言い換えれば何と申したらよいですか、今のうちに、仮に維持契約を結んだ場合でも、今のうちに取引停止をするとか、或いは違約金を徴収するといふことでは、独占禁止法の適用を除外するものではない、言い換えれば、適用を除外するものでない関係上、さういふことをすれば場合によつては独占禁止法の違反になりますといふことです。ところがこの対象の中に、いわゆる購買会のような、まあ私的団体と申しますか、さういふものを含めていない関係上、今の適用を受けないと、先ほど申した通りでございます。

○海野三郎君 その場合に、つまり組合員だけなしに、その品物が町の誰が行つてもそれを売割いておるといふようなのは、この見地から見るとさういふことになりませんか。

○政府委員(湯地謙郎君) 実はこの考え方は、まあ購買会等がこの維持契約を結んで、而もそれに定価をしないかつた場合、メーカーなり、卸売業者が、この違反を問ふといふことが、仮にできないといふふうになります。同時に、同時に一方町の小売業者については維持契約は結んでおらずして、さうしてこれが定価をしないかつた場合には、違約金をとられるなり、或いは取引停止などの措置がやられるといふことが起るわけでありまして。それでこの一般の同じ品物を取扱つてゐる小売業者、言い換えればこの制度は、小売業者に適正な最低の利潤を確保せよといふのが一番の狙ひであります。関係上、一方に安売をして、而も別に制裁を加えていない。片一方は安売をすれば制裁を加えられるといふことは、

他の小売業者の利益がいれば害されるというふうな考へるわけでありませう。

○海野三郎君 そのことに対しては、政府において、何か監督とか、そういうふうな手を打つておられるのであります。そのまゝ今日までするにたいしては、今まで大分問題を引き起したことがありません。そういう際にも、おそれる手は打つていないように思つておられるのであります。その監督と言ひましようか、そういうことについて、政府当局は如何にお考えになつておられますか、この法律に対しては……。

○政府委員(湯地謙一郎君) 実は小売業そのものに対しては、直接公正取引委員会が監督しているわけではないのであります。まあ、そういうふうないろいろな問題を生ずるという点にも鑑みまして、こういう再販価格維持契約の制度を認めれば、メーカーなり、或いは卸売業者のほうでも、それに対する対策も法律的に立ち得るというところになつて、幾らかその解決に資することになるのではないかと、こういうふうな考へております。

○中川以實君 私はなお資料を御要求申上げたいのですが、現在各企業別に生産力の集中度に關する御調査の資料があると思ひますから、それを一つ御提出して頂きたい。それからもう一つは、これも只今鐵鋼とかその他鉄鋼一帯生産制限をやつてゐるものがございますから、そういう現在の生産制限をいたしておられるもの、状況に關しますもの、それからもう一点であります、それは只今いろいろ公取から警告を出しておられるのをごいませう。

す。例えば百貨店の問題とか或いは最近砂糖の生産の問題とかいろいろのございますが、ああいう現在警告を出して取上げておられるところの問題になつておるもの、それに対する状況、それに關連した資料を一つお出しを願ひたいと思ひます。

○委員長代理(八木幸吉君) 今中川さんの御要求になりました資料の中で、すでにできておるものもあるそうで、今専門員からそのことを……。

○専門員(桑野仁君) 私のほうから公取に要求いたしました、生産力の集中、それから会社の合併、譲渡、これは資料をすでに頂きました。それからいろいろの産業のそういう実情ですが、これは衆議院の経済安定委員会のほうの資料として作製しておられたものであります。これは内容を見ておられますが……今の御要求に入つてゐるものもあれば入つていないものもありませう。

○政府委員(湯地謙一郎君) 生産の集中度の調べにつきましては、実は公取で印刷物を出したものがあつたのであります。ただそれが幾らか資料が古い關係上、それも最近の資料を附加してこれをガリ版にしたのがありますので、それを差上げたと思ひます。それから生産制限をしてゐる実情の資料につきましては、これは衆議院に出た資料もあるのですが、これは実は御承知と思ひますが、公正取引委員会といたしまして、あそこは経済部といたしまして、その間に経済的に事業会社の状況を、言い換へれば強制力を持たないで調査をしてゐるところであります。それで審査部のほう

になりますと、いわゆる検査官のような立場で法律の強制力のある調査権で、或いは調査をやる、それでない、言い換へれば、強制力を持たないで一応調査した意味の生産制限をしてゐるのではないかと、この意味で調べた資料がございしますが、これで一つ代用して頂きたいと思ひます。

○委員長代理(八木幸吉君) 成るべく早く一つ……。

○豊田雅孝君 いろいろ問題はいろいろお尋ねしたいと思ひますが、ただ一つ伺つておきたいと思ひますのは、前回の法案になつた対価協定を今回追加するようになったそのいきさつを詳細に一度伺つておきたいと思ひます。率直にその経緯を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(湯地謙一郎君) これは二十四条の三のところでありませう。二十四条の三の第三項の後段の所にございませう。これは実は価格協定というものは公正取引委員会といたしましては、いわゆるカルテルの場合は最もシグアイに考へておるのであります。できるだけ而も不況というものは大体が過去の生産過剰が主な原因となつて現われて来るというふうな考へておられるのであります。従つて生産数量の制限、或いは販売数量の制限、或いは設備の制限というところでまあ十分ではないか、公取としてはそう考へておつたのであります。そして価格協定の場合はよくよくのことではなければ認めざるべきでないという方針をとつておるのであります。ただ前回提出したものの中にやはりこの第三項の一部にどうしても技術的理由で生産制限がでないという人があります。例えば副産物的

に出て来るものというもののについては、どうしても不況対策としては生産制限のみでは十分でないというので、その場合に限り例外的に価格協定を認めるということにいたしましたのであります。その後これは前回にもそういう希望は通産省等からあつたのであります。前回は、その程度で出たわけでありませうが、今回再び改正案を提出するに當りまして相当交渉する時間的余裕もありましたし、どうしてもその生産制限等では不況の事態を克服することができなかつた場合にはどうするかというふうな意味においては、価格協定をその場合には認めてもらいたいという要求が実は通産省からあつたのであります。併しこれもこれは成るべく認めたくはない。向うはどうしても認めてもらいたいという要求がありまして、結局、まあ妥協と申しては言葉が悪いのであります。ここには言葉を通りそういふ生産制限等十分目的を達することが著しく困難である場合、そうして而も生産制限と共になければ価格協定は認めない。価格協定だけは認めない。価格協定だけで生産制限をしないというところではどうしても困る。生産制限をしてなお且つそれと併せて価格協定をする場合にこの共同行為は認可によつて認める。併しその場合にここにあります通り「第一項に規定する事態を克服することと著しく困難である場合において、云々、而も認定、許可をいたします場合」には、公正取引委員会の認定を受けなければならぬという關係もありまして、この公正取引委員会は、どちらかと言ひますれば独占禁止法を首肯するという観点に立つて認定をすること

が多いかと存じますので、この価格協定が濫用されるということは先ずあるまいと、こういうことをごいませう。

○豊田雅孝君 もう一つ、その経緯だけを伺つておきたいと思ひますが、再販価格の維持契約に關連しまして、これは先ほどの御説明で、その規定の弊害があるという見地から、その規定の挿入が必要であるという御説明だったのであります。然らば協同組合などについても、特別の価格で販売されようということになれば、やはり同じこととなり、これは広い意味で、おとり販売の結果を招来する、その点においては問題は同じだと思ひます。何故に協同組合についてはのみさうなことを認めなければならぬか、これについては衆議院の修正意見が何かにあつたようでありませうが、その経緯を率直に伺つておきたいと思ひます。これらに關連いたしまして根本問題を改めて考へてみたいと思ひます。

○政府委員(湯地謙一郎君) この再販契約については生活協同組合等の例外を認める点につきましては、これは衆議院の審議の過程においていろいろ、こゝういふ要望等もあつた点と、いま一つは同時に厚生省、労働省のほうから、実は要求があつたのであります。併しこゝからはやはり先ほどお話をいたしました通り、おとり販売の弊害、或いは小売業者に対して適正な利潤を確保させるという見地から、この制度を認めたのであります。従つてこゝういふ法律において員外利用を相当制限されてゐるものであります。団体については例外を認めても、さうでない先ほどありました購買会等のように、員外利用が必ず法的に制限されてないというふうな団体

午後三時十五分散會

における場合よりは、小売業者等に対する弊害が少いであろう、又少いと考へまして、そういう員外利用が法的に制限されているという団体についてのみ認めるというわけであります。

○豊田雅彦君 これは弊害が少くともあるにはあるというふうに、公取としてはお認めになるのですか。

○政府委員(湯地護郎君) 適用除外にしない場合に比べて、幾らかそういう点はあろうかと思ひます。

○豊田雅彦君 改めてあとでお伺ひすることにして、資料を一つ希望しておきたいと思ひます。これは中川さんから御要求になりましたのと幾分重複するのがあると思うのですが、従来公取でお取上げになりました案件の経緯と、それから現に取上げられておりますもの、その進行状況、それからこれは御提出があるかどうかわかりませんが、極力出して頂きたいと思ひますが、今後取上げられんとしているもの、これについて資料を頂きたいと思ひます。

○委員長代理(八木幸吉君) 政府から何か出ますか。

○政府委員(湯地護郎君) 今後取上げる問題については実はむずかしいのではないかと思ひますが、ただ先ほどちよつと中川さんのほうから御要求がありまして現在生産制限をしているものの調べが一応あります。そうしてこれは取上げる意味において、言い換えれば、先ほど申しました檢察官の立場で調べてはおりませんが、或いはそのうちになるかも知れませんが、そういう見地から一つ御判断を願つて頂ければどうかと思ひます。

○豊田雅彦君 法案を立案せられたと

きには、大体こういう立案については實際的にはどういうものに適用するだろうかというところは御見当がついてるだらうと思ひますが、従つて今回の改正の主なるものについては、例えばかくのごときものを考へておるという程度でも結構だと思ひます。それを出して頂きたいと思ひます。

○委員長代理(八木幸吉君) 成るべく御趣旨に副うような資料を至急出して頂きたいと思ひます。

○永井純一郎君 只今の資料の点ですがね。中川さんなりなんかから注文がありました。それを実はもう少し受理件数すべてについて項目ぐらいいいですが、大体説明を簡単に書いて、そして主なるものについては、例えは紡績、肥料、鉄鋼、それから實際審査をやつたものは審判をやつたものは勿論のことでありますが、それらについては経緯を詳しく書いてというふうなふうに種分けしてもらいたいです。受理件数全部を當つてみないと、實際これを各条文をやつて行くのにわからん。今までの受理件数があなたのほうにありましよう。實際審判に廻したの

はそんなたくさんはないと思ひます。七十だとか八十しかないと思ひますが、併し審査したものはたくさんあると思ひます。特に通産省が間に入つて勧告したような問題については特にその経過が明らかにする必要があります。通産省側の勧告した分などは産業別、これなどは特に経過を、なぜ勧告に至つたかよく知りたいわけなんです。そういう問題については特に経過と審査した内容を詳しく説明して出してもらいたい。それではなければだつと出

しただけじゃ何にもなりませんからね、資料としては。

○政府委員(湯地護郎君) 今のお話で、例えは各官庁が中に入つて干渉をしたということばわかるのであります。各官庁がどういふつもりでそういう警告をしたかどうかということばまあおぼろげながらわかるのであります。それは各官庁の意思でやらされたことで、公取のほうでそういう資料がうまくできますかどうか心配せられますが……。

○永井純一郎君 いや、それは各官庁が干渉というか、私は勧告と言つたのですが、それは自分が持つ行政権に基づいてやつておるのだと思ひます。併しあなたのほうの公取としてはその事件を取扱う際に途中で勧告が行われたことに對して、これは審査の途中でそのことが入つて来ているはずだと思ひます。そして審査の過程でそういうことがあつたら、その過程をずっと初めからこゝまで審査しておつたのに勧告が行われた結果、こういうことになつたというやうなことがあると思ひます。それが審判にまでは至つていなくてもそういうふうに説明を書いて欲しいというのです。そういう事件について正直なところ……そうでなければ参考にならないと思ひます。そういう意味です。

○委員長代理(八木幸吉君) 今の永井委員の御希望に成るべく副うような資料をお出し願ひます。

○政府委員(湯地護郎君) 作つてみますよう。

○委員長代理(八木幸吉君) ほかに御質疑がございますか……御質疑もないようでありますから、本日の委員會はこの程度で散會いたします。

昭和二十八年七月二十八日印刷

昭和二十八年七月二十九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局